

瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第7号

瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例

わたしたちのまち瀬戸は、千年余の歴史と伝統を有するやきものの産地であり、やきものの代名詞である「せともの」の語源となっています。この背景には、やきものの原料となる良質な粘土や燃料となる樹木などの豊かな自然に恵まれたこと、また、先人たちが新しい技術や文化を積極的に取り入れてきた気質を有していたことなどが挙げられます。このような環境の中で、時代にあわせ常に変化し続けてきた瀬戸焼は、本市の発展の礎を築いた誇るべき郷土の産業であり伝統文化です。

わたしたちは、長い歴史の中で脈々と受け継がれてきた瀬戸焼の産業をはじめ伝統、文化等を守り、育て、次代に引き継いでいかなければなりません。

瀬戸焼の歴史的及び文化的な価値をわたしたち一人一人が認識し誇りと愛着を持つとともに、自らが瀬戸焼を利用し、瀬戸焼とともにある暮らしを享受する中でその魅力を市内外に広く伝えることで瀬戸焼の普及及び発展に資するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、瀬戸焼を暮らしに取り入れるため、瀬戸焼の利用及び普及の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、瀬戸焼の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 瀬戸焼 瀬戸市内で製造されるやきもののうち、和洋食器、ノベルティ、花器等の陶磁器製品をいう。
- (2) 瀬戸焼関連事業者 瀬戸市内において瀬戸焼の製造、加工又は販売を行う事業者をいう。
- (3) 市内事業者 瀬戸市内で事業を営む者のうち、瀬戸焼関連事業者以外の事業者をいう。
- (4) 市民 瀬戸市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 瀬戸焼の利用及び普及の促進は、瀬戸焼の持続的な発展につながるとともに、産業、観光及び文化の振興等地域の活性化並びに郷土愛の醸成に貢献するものであることから、市民一人一人が瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中に取り入れ、その魅力を市内外に広く伝えていくことを基本として、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民が相互に連携し、及び協力しながら取り組まなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、市民及び市内事業者が瀬戸焼に対する理解を深めるための取組を行い、並びに瀬戸焼の利用及び普及の促進に取り組むよう努めるものとする。

(瀬戸焼関連事業者の役割)

第5条 瀬戸焼関連事業者は、市民及び市内事業者が瀬戸焼に対する理解を深めるための取組を行い、並びに瀬戸焼の利用及び普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市内事業者の役割)

第6条 市内事業者は、瀬戸焼に対する理解を深め、事業活動の中で瀬戸焼を利用し、及び瀬戸焼の魅力を市内外に広く発信することにより、市及び瀬戸焼関連事業者の取組に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中で瀬戸焼を利用し、及び瀬戸焼の魅力を市内外に広く発信することにより、市及び瀬戸焼関連事業者の取組に協力するよう努めるものとする。

(配慮)

第8条 市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の意思及び選択を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。